

令和 6 年第 3 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 4 号)

令和 6 年 9 月 9 日

美 郷 町 議 会

令和6年第3回美郷町議会定例会会議録（第4日目）

令和6年9月9日（月曜日）

◎開会日時 令和6年9月9日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和6年9月9日 午前11時20分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉	伸児	君	2番	早川	節夫	君
3番	中田	武満	君	4番	兒玉	鋼士	君
5番	山本	文男	君	6番	中嶋	奈良雄	君
7番	川村	嘉彦	君	8番	甲斐	秀徳	君
9番	川村	義幸	君	10番	那須	富重	君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜 君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一 君 書記 川西ゆきみ 君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中	秀俊	君	副町長	藤本	茂	君
教育長	大坪	隆昭	君	会計管理者	泉田	浩文	君
総務課長	甲斐	武彦	君	税務課長	川村	博昭	君
企画情報課長	田村	靖	君	町民生活課長	黒田	和幸	君
健康福祉課長	海野	勝弥	君	建設課長	佐藤	文幸	君
農林振興課長	松下	文治	君	政策推進室長	田常	浩二	君
教育課長	鎌田	次郎	君	地域包括医療局事務長	田原	裕亮	君
南郷地域課長	田中	幸生	君	北郷地域課長	長田	孝規	君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和6年第3回美郷町議会定例会
議事日程（第4）

令和6年9月9日
午前10時開議

日程第1	議案 第55号	工事請負契約の締結について <u>質疑、討論、採決</u>
日程第2	議案 第56号	工事請負契約の締結について <u>質疑、討論、採決</u>
日程第3	議案 第57号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第4	議案 第58号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第5	議案 第59号	財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を 改正する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第6	議案 第60号	美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第7	議案 第61号	美郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第8	議案 第62号	美郷町犯罪被害者等支援条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第9	議案 第63号	令和6年度美郷町一般会計補正予算（第3号） <u>質疑、討論、採決</u>
日程第10	議案 第64号	令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）
日程第11	議案 第65号	令和6年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1 号）
日程第12	議案 第66号	令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第1号）
日程第13	議案 第67号	令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正 予算（第1号）

日程第 1 4 議案 第68号	令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 5 議案 第69号	令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 6 議案 第70号	令和 6 年度美郷町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)
<u>一括質疑、一括討論、個別採決</u>	
日程第 1 7 認定 第1号	令和 5 年度美郷町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 8 認定 第2号	令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 9 認定 第3号	令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 0 認定 第4号	令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 1 認定 第5号	令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 2 認定 第6号	令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 3 認定 第7号	令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 4 認定 第8号	令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計決算認定について

総 括 質 疑

特 別 委 員 の 選 任

特 別 委 員 会 付 託

正 副 委 員 長 の 報 告

令和 6 年第 3 回美郷町議会定例会
議事日程（第 4 追加 1）

令和 6 年 9 月 9 日
午前 10 時開議

追加日程第 1 議案 第 71 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算（第 4 号）

提案理由説明、質疑、討論、採決

会 議 録

令和 6 年 9 月 9 日
午前 10 時 00 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

ただいまの出席議員は 10 名であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

日程第 1 議案第 55 号 工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

4 億円を超える契約のようです。町民を代表して、幾つかお伺いします。

この工事は、以前の説明で平成 20 年に前の工事が行われたと聞いたような気がします。耐用年数が 15、16 年ということで、また 15、16 年先には整備が必要になってくるのかということが 1 番目です。

2 番目に、プロポーザルの審査票についてお伺いします。

誰が審査したものか、そして、一次審査と二次審査があるようです。上は全部 5 下の表では 2.8 から 7.6 などばらつきがあります。これは何点が満点なのか。

そして、評価内容がいろいろ書いてあります。町として最も注目したものはどれか。そして、これは僅かな差で九電工が担っております。単に積み上がった数字で選んだのか、お伺いします。

3 番目に、前回の契約金額についてお伺いします。

以上、3 点お伺いします。

【議長 那須 富重】

一問一答が原則ですが、いいですか。今、3 問ほど出ましたけど、大丈夫ですか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

山本議員の御質問にお答えいたします。

まず耐用年数ですが、一般的に10年から15年と言われております。長寿命化するために一部改修をしたり、そういったことを繰り返しながら長い期間、使用することにはしております。今回はかなり老朽化しております。最新の機器と比べると、今の機種は性能も相当違いますので、今回改修をするということでございます。

それから、プロポーザル審査員につきましては、8名で実施をいたしました。メンバーは副町長、総務課長、企画情報課長、建設課長、農林振興課長、総務課長補佐、危機管理担当リーダー、危機管理担当の以上8名で審査をしております。

評価内容につきましては、今回は主にこちらから出された仕様書以上の提案、基本的な所がちゃんとしていることと、それ以上のことを提案していただくような提案型のプロポーザルでございました。

今回、落札しました九電工につきましては、電波帯の電波がよく飛ぶ方法の方式を採用していることや、災害等の停電時に今の機械では48時間が限界なのですが、停電などを起こした場合でも72時間、3日間は機器が使用できるという設計をされているということ。それから、今つけております屋外スピーカーは全地区のエリアをカバーできていないのですが、今ついている場所でも最大の効果を得られるような性能のスピーカーの提案をいただいております。その他、文字入力によるAIの音声放送が可能になります。

またコミュニティ放送、地区ごとに放送が可能とになります。今は役場の放送室から地区ごとにしか放送できないのですが、地区の代表の方を指名すれば携帯電話等から簡単に放送ができるということ。各地区で時間が重なっても自由に放送ができるというコミュニティ放送の機能も有しております。

今までなかった防災システムと連動して、いろいろな機能ができるようになります。例えば、役場から皆さんがお持ちの携帯電話に直接メールを飛ばすことも、今後費用をかければ可能になるということです。いわゆるエリアメールといったこともこちらが要望すれば、またそれ以上にお金をかければ、そういった機能も持っている機器に変えられるということでございます。

評価の点数ですが、一番の企業の施工能力が全て50点でございました。これは、前もって出された経営の状況や企業の概要、施工体制を審査しました。どの企業もこの条件を有しているので、50点満点中50点満点にいたしました。

それから、下の2次審査にいては、企業からの提案の内容を審査し、審査者8名がそれぞれ審査をして、その平均点を取っています。

この点数は、九電工が73点です。どこの会社も素晴らしい提案をしていただいたのですが、特に九電工は、災害時の対応が素晴らしいのではないかと、長けているのではないかとという意見も出たところでございます。九電工を見ると2次審査に73点でございます。8名の平均点で100点満点中の73点でございます。

以上でございます。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

この数字が 100 点のうち 73 点は分かります。例えば、2 の 4 の保守見積りに
関しての評価では 2.8、その下では 7.6 です。これは何点満点で、この 2.8
はどこ、何点満点の 2.8 なののでしょうか、そこが分からないのですが。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

この 3 点幾つか、2 点というのは、その点数が 1 点から 5 点の評価で行っており、
その平均点になっております。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

そうすると、その下の 7.6 は何でしょうか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

失礼いたしました。そこの 7.6 は、このところだけ 10 点満点になっています。
申し訳ございませんでした。説明不足でした。

【5 番 山本 文男】

はい、分かりました。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第55号の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。
日程第2 議案第56号 工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第56号の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。
日程第3 議案第57号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第５７号の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがいまして、議案第５７号は原案のとおり可決されました。
日程第４ 議案第５８号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第５８号の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがいまして、議案第５８号は原案のとおり可決されました。
日程第５ 議案第５９号 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。
質疑を許します。質疑はありませんか。

【４番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

４番、兒玉 鋼士議員。

【４番 兒玉 鋼士】

私は財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例という

ことで、分からないので、お尋ねをいたします。

提案理由につきましては「条例第4条の第1号の脱字を改めるための項の条例案を提出する」とございますが、この中では「公共的」となった場合、今までの条例案とどのような違いがあるのか、説明をお願いします。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

お尋ねの件ですが、現在、公共的団体の「的」という字が1字脱字されていた、これは明らかにヒューマンエラーで事務上のミスのため、今回改正するものでございます。

これにつきましては、昭和38年に当時の自治省から条例準則が送付され、こういうふうには条例をつくるという指導がありました。その中で「公共的団体」と示されていたものを、恐らく合併時の条例のすり合わせの中で脱字が起こったのではないかと推察できるところであります。

この公共的団体という例を挙げますと、農協や森林組合、社協、商工会、青年団や婦人連絡協議会が公共的団体ということになります。この公共的団体の取扱いについては、条例が「公共的団体」ではなく「公共団体」に脱字がありました。取扱いには、長年、公共的団体としての取扱いで、このように財産の取扱いは行っておりました。

以上です。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

なぜ今までに気づかなかったかと私は疑問に思います。普通、公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内の公共的団体の活動の総合調整を図るためにこれを指揮監督できることができると、普通公共団体の長は地域内の公共的団体として、事務の報告をさせ及び実施について事務を所掌握できるということでもあります。地方自治法の第225号によりますと、行政財産の管理、普通地方公共団体に行政財産の使用または公の施設の利用につき使用料を徴することができることもあります。

また、地方公共団体の長がそれを必要と認めたときには、その限りではないとも謳われております。これは営利目的のためには、当然、使用料は発生すると思えます。指揮監督、事務の報告をさせる部分はどうなっているのか、お伺いします。

無償貸付けをした場合、事務の報告はどういうふうになっているのか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

まず無償貸付けの許可につきましては、申請書等を提出させ適正な審査が行われます。その後の使用状況、その他については町から請求する権利もございます。その資料を求めることもございます。

以上です。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

当然、公民館等もこれに該当すると思いますし、利用目的としては避難場所とかも当然、なることもあると思います。

ですけど、条例の改正はやはり住民との約束事でありますので、どういうことになるのかなと、私も疑問を持ちましたので、質問したところです。終わります。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この条例の改正は、「地方公共団体」が「公共団体」になっていたということです。「公共団体」とは、どこ言うのか。「公共的団体」の「的」が抜けていたということです。その条文を確認していたら脱字があり、この条例に関しては、「的」を入れて、「公共団体」と「公共的団体」は違いますので、はっきりさせたということです。

以上です。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第59号の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。
日程第6 議案第60号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第60号の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。
日程第7 議案第61号 美郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とし質疑を行います。
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 6 1 号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 2 号 美郷町犯罪被害者等支援条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

参考までに、お聞きしたいと思います。

この条例は、美郷町独自の条例なのか、それとも他の市町村も行ってるのかお聞きしたいと思います。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

この本条例につきましては、今回、提案するのは美郷町独自の条例ということになります。県は、被害者支援の条例を令和 3 年 7 月から施行しております。これを受けて、県は市町村に協力を呼びかけるという条文があります。そのことを含めまして、犯罪被害者等基本法にのっとり、今回、美郷町としても条例の制定を提案したところでございます。

現在、県内 26 市町村のうち 12 市町村が同じような条例の制定が終わっております。制定されていない市町村の動きを見ますと、順次、制定をするという動きです。いわゆるこの基本法の趣旨にのっとり、市町村もそういった支援を行うということを前提に、条例が制定されている状況でございます。

以上です。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【8 番 甲斐 秀徳】

近隣町村も恐らく行ってるだろうと思います。これによって犯罪被害者支援、もし何かあった場合には、条例違反になった場合、処置か何かありますか。ただ、勧告のような形だけがあるのでしょうか。そのところだけ伺います。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

この犯罪被害者支援につきましては、犯罪被害者等に寄り添う行動をしましょうということが大前提にあります。その中で、この条例施行に必要なことについては、また町長が別に定めるということにしております。その中でより具体的な支援策を制定するわけでございます。

一番重視しているのが、被害者が少しでも普通の生活を取り戻せるような支援金の額を定め支援を行うということで、今後、制定をしていく予定でございます。

以上です。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 6 2 号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第 6 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 3 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

幾つか質問いたします。まず、説明資料の7ページの新型コロナワクチンの定期接種事業です。

先日、町民の方から電話がありました。事業そのものではなくワクチンのことについて答えられれば、説明をお願いします。今度は5種類の中からワクチンを選ぶことになるらしいのですが、その中で世界で日本のみで承認された「Meiji Seika ファルマ・レプリコンワクチン」というものがあるらしいです。

このワクチンは、一部の医療関係者から懸念の声が上がっているようです。その方は、できるなら今まで使ってきたファイザーやモデルナのワクチンを使っていたきたいという電話でした。

もう既に病院は用意していると思いますが、ワクチンはどのようなものを用意しているか、分かっているれば説明をお願いします。

8ページ、山間地域農業持続化モデルのことです。

起業者と移住者とあります。これだけだと幅が広くてよく分かりません。町が示すこの起業者、移住者の定義の説明をお願いします。

12ページ、追い払いのガンです。電動ガンとエアガンと2種類の表記があります。この違いをお願いします。

最後に13ページ、これは事業ではなく言葉についてです。「プロジェクト」という言葉についてです。7万円を補正するようです。50万円に満たない事業費となるとと思いますが、これに「プロジェクト」と名前をつけるのはいかなものかと思います。

プロジェクトというのは、せめて1億円を超えるくらいものではないかと私は考えます。私だけかもしれませんが。もしメディア等に取り上げられた場合、不自然に感じます。私だけの感じ方かもしれませんが、その説明をお願いします。

以上です。

【地域包括医療局事務長 田原裕亮】

議長。

【議長 那須 富重】

地域包括医療局事務長。

【地域包括医療局事務長 長田裕亮】

現在、ワクチンの接種に向けて健康福祉課と医療局で協議を進めております。ワクチンについては、医療局の判断で選定をさせていただくことになっております。

議員からも御指摘があったファイザーとモデルナで、今、選定を進めております。接種履歴のある方々が利用していたワクチンで接種を進めたいと考えております。

以上です。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

まず、御質問の山間地域の事業についてです。

この対象者の定義が、過去5年以内に美郷町に移住、これはUターン者も含みます。移住された方、または5年以内に就農し、今後3年以内に複合的経営、農業をしながら別の仕事をする方を対象にした事業です。これは県単事業であり、令和5年度から令和7年度までの事業であります。

令和5年度は、採択のハードルが高く要望が出ていなかったのですが、今回は要件を緩和していただいて2名が応募することになったところでございます。

それから、有害獣対策の電動ガンとエアガンについてです。これは同一のもので、電動ガンの中のエアガンということで理解していただき思います。

13ページ、宮崎林業大学校研修生応援プロジェクト事業についてです。

これは林業大学生の支援で、住居の斡旋や学校卒業後2年間、美郷町に林業従事者として従事すれば、授業料相当の返還や月額12万5,000円の支給など総合的に行っており、それを全部含めてプロジェクトという表現をしております。その中の一つが、この米の支給ということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

私は米を差し上げることだけをプロジェクト事業と思っていました。はい、分かりました。

追い払いのエアガン等ですが、1つに統一したほうがいいような気がしました。はい、分かりました。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はございませんか。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4 番、兒玉 鋼士議員。

【4 番 兒玉 鋼士】

9 ページの農業用施設管理運営費についてです。村の果菓子屋の煎餅焼き機修繕と書かれてあります。現在、村の果菓子屋がどういう状況か、収益状況や就業されている方が何名であるなど分かれば、お聞かせください。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

すみません、村の果菓子屋の従業員等に関しては、今、資料がありませんので、答えることができません。

この煎餅焼き機の補修です。年間の生産枚数が約4万枚生産しており、5枚1袋で多分300円ほどで売っていたと思います。金額にすると240万円から250万円の売上げではないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

【4 番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4 番、兒玉 鋼士議員。

【4 番 兒玉 鋼士】

昔、私は村の果菓子屋の商品を購入したことがあります、美郷町産の栗などを使って材料を使って商品を作っていたと思います。梨など記憶しています。

これを将来的に6次産業化する考えはないのか、少し規模を拡大して、栗や梨など町内で獲れます。これも内容と少し意味が違いますが、そういう構想はないのか、ついでにお尋ねをします。

村の果物などを使って、商品を作って6次産業化していくのも1つの手ではないかと私は考えたものですから。この政策についての内容ではないですが、今のところ考えはないか、お尋ねします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

村の果菓子屋の今後について、こちらからどうのこうのということとは言えません。

6次産業化を図っていく中で、村の果菓子屋さんもそういう位置になり、今後どうするのかと。従業員が高齢化してくると、事業継承がきちんとできるのか、村の果菓子屋さん自体がやはり結論を出していくことと思っております。

それに対して、こちらとしては存続してほしいと考えの中でやっていく必要があると思っております。私たちの考え方ばかりを押しつけていくことも無理がありますので、協議の中で方向性を見つけていきたいと思っております。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

説明書の9ページ、共進会出品補助金の件です。1頭につき3万円です。現在、盆前から共進会に対する事業が始まっており、役場職員、農協職など職員が2日か3日に1回ずつシャンプーなどの世話をしています。それを続けていくとと同時に、畜産農家の苦労というのは大変だろうと思います。それに対して3万円は安いのではないかと、できたら増額はできないのかなと思っております。

今回は児湯郡高鍋町で10月3日、4日に行われます。場所的に近く、2人とも牛を運ぶための移動用の車を持っております。そのことも含めて非常に大変ではないかなと思っております。

もう一点は、有害獣対策指導員に、野生猿の追い払いの電動ガンを1名に1つずつ貸し与えてはどうかと、できましたら検討していただきたいのです。

2点、お願いしたいと思います。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

共進会の補助金についてです。確かに3万円という金額が安いかどうか分かりませんが。先ほど言われましたように、車を持ってる方はそんなにいないと思います。持たない方は、どうしても実費が出てきます。その点については、担当とも話をして検討していきたいと思います。

今回、有害鳥獣で電動エアガンの購入を予定しています。今回はあくまでも追払いを目的とした対策で、実際、被害が出ているところ、被害が予想されるところに配付をしたいと思っております。

確かに今、銃の免許を持っている方が少なくなってきました。この電動ガンは殺傷能力は全然ありません。本当、脅しで追い払いだけの目的の電動ガンでござ

います。自分たちが目指しているのは、あくまでも個体数管理、個体数を減らしていくことを目的としております。できれば電動ガンなど追払い対策より個体を減らしていく対策に重点を置いていきたいと思っております。

以上でございます。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

共進会の件ですが、これは出品が決まった時点からずっと付きっ切りでしております。その苦労たるや相当なものだろうと思います。これは宮崎県全体的なことであり、他町村にも伺った方がいいのではないかとに思います。

出品する方も大変ですが、選ばれたら名誉みたいなものです。これを最終的には自分の保有牛になった時には、すごい価値が出るため大変ありがたいことです。一応、検討だけはしていただきたいなと思います。

有害鳥獣指導員ですが、一番フリーで動ける方だと思います。いろんな方々から個人に電話があります。追払いには即駆けつける人でないと有効性がないため検討をお願いしたいと思います。

特に、電動ガンと爆竹のような追払い用の火薬が一番効果的です。しかし、ある程度慣れてしまいます。

電動ガンを調べたところ、50メートル、60メートル、70メートル飛びますが、一番危険性もないようです。一番恐れるようなことをしない、と追払いもできません。一番いいのは個体数を減らすことですが、なかなか個体数を減らことができない今現在、そこを再御考慮をお願いしたいと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁はいいですか。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

あれば、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

一般質問の中でもいろいろ御意見をいただきましたが、追払いをしながらという話です。先進地に行って実効性ある方法をこちらも取り入れて、そして、最後には個体群管理に進むということです。追払いしても追払いしてもという可能性が強いので、やはり個体数管理をしていく必要があると思っております。

そのときに誰がどうするのが難しい問題だとは思っております。そうしなければ、一向に被害が収まらないという気がします。議員言いますように、追い払いを今しながら、そういうふうに進めていきたいと思っております。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

5ページのデイスサービスのシロアリ駆除のことについてです。

これは立木にシロアリがいるということだと思います。これは台風などがで中が多分、腐っていると思います。その処置などは考えていないか伺います。

【健康福祉課長 海野 勝弥】

議長。

【議長 那須 富重】

健康福祉課長。

【健康福祉課長 海野 勝弥】

デイスサービスのシロアリですが、実際、中でシロアリを確認して、その後調査をした結果、立木にシロアリがいたということです。今回は中の消毒とその立木も消毒をすることになっております。

ただ、シロアリ自体が、デイスサービスの下は根太が無いコンクリートになっていきます。床とかは大丈夫です。結局、木の部分だけにシロアリが来ており、今後他の木にも移るかもしれません。それも含めて今回は調査をし、消毒をする予定にしております。

以上です。はい。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

その木を伐採するということではなく、ただ消毒をするということですね。はい、

了解しました。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

反対討論もないようですので、賛成討論をさせていただきます。

議案第63号については、総務費から教育費まで9項目で、他会計でいえば4項目ほど補正が出ております。各項目でも、時期的に非常に大切なものであり、特に農林振興課の山間地農業持続化モデル事業、また、10月3日、4日に開かれます国県畜産共進会出品補助金等があります。鳥獣害対策にも、今度は野生猿対策ということです。これから栗などの時期であります。時期を得た補正であると思っております。

これに賛成をし、その後は速やかに執行をお願いしたいと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

ほかに討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第63号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第64号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計
補正予算(第2号)

日程第11 議案第65号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計

		補正予算（第１号）
日程第１２	議案第６６号	令和６年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計 補正予算（第１号）
日程第１３	議案第６７号	令和６年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算（第１号）
日程第１４	議案第６８号	令和６年度美郷町国民健康保険病院事業会計 補正予算（第２号）
日程第１５	議案第６９号	令和６年度美郷町簡易水道事業会計 補正予算（第１号）
日程第１６	議案第７０号	令和６年度美郷町農業集落排水事業会計 補正予算（第１号）

お諮りします。

議案第６４号から議案第７０号までの７件を、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

異議なしと認めます。

したがいまして、７件を一括して質疑を行うことに決定しました。

これから、７件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第６４号から議案第７０号までの７件を一括して、これから討論を行います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

異議なしと認めます。

したがいまして、７件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから、７件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第６４号 令和６年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 4 号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 6 5 号 令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 5 号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 6 6 号 令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 6 号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 6 7 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 7 号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 6 8 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 2 号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 8 号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 6 9 号 令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 70 号 令和 6 年度美郷町農業集落排水事業会計補正予算(第 1 号) の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここでお手元に配付してありますとおり、議案第 71 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算(第 4 号) が提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程(第 4 の追加 1) として議題にしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 71 号を追加議事日程(第 4 の追加 1) として議題とすることに決定しました。

追加日程を議題とします。

追加日程 1 議案第 71 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算(第 4 号) について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第 71 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算(第 4 号) について、説明を申し上げます。

今回の補正は、台風 10 号災害対応に伴う測量設計委託料などの緊急的かつ早急に予算措置の必要が生じた事項に係る経費を計上するものであります。

補正の主な内容としまして、歳入につきましては、繰入金に、今回の歳出補正に伴う一般財源の調整額として、財政調整基金繰入金 1 億 8, 548 万 8, 000 円を追加しました。

続いて歳出につきましては、総務費に 75 万円を追加しました。これは、旧南郷小径木加工施設地に流入した土砂除去工事費であります。

次に、商工費に7万8,000円を追加しました。これは、美郷レイクランド内で発生した倒木の処理費用であります。

最後に、災害復旧費に1億8,466万円を追加しました。内訳としましては、農地・農業用施設災害復旧費へ測量設計及び災害査定用写真撮影等の委託料並びに重機借り上げ料等、合わせて5,946万円を追加、林業施設災害復旧費へ同じく委託料1,950万円を追加、道路橋梁災害復旧費へ同じく委託料1億570万円を追加したものであります。

これにより、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億8,548万8,000円を追加し、一般会計の総額は、それぞれ113億7,654万円となりました。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

南郷地域から、土砂除去復旧工事請負費についてお伺いします。

この場所は多分、耳川広域森林組合南郷事業所、南郷小径木加工施設地だと思います。この土地は今、町有の土地になっているのでしょうか。

【南郷地域課長 田中 幸生】

議長。

【議長 那須 富重】

南郷地域課長。

【南郷地域課長 田中 幸生】

町有地になっております。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 7 1 号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 7 1 号は原案のとおり可決されました。

それではここで、10 分間の休憩といたします。

再開を午前 11 時 10 分といたします。

(休憩：午前 11 時 00 分から 10 間)

(再開：午前 11 時 10 分)

【議長 那須 富重】

休憩前に引き、会議を再開します。

日程第 17 認定第 1 号 令和 5 年度美郷町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 18 認定第 2 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 19 認定第 3 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 20 認定第 4 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 21 認定第 5 号 令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 22 認定第 6 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 23 認定第 7 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 24 認定第 8 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計
決算認定について

お諮りします。

認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件について、一括して町長に対する総括質疑にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認め、8 件は町長に対する総括質疑といたします。

これから、町長に対する総括質疑を行います。
質疑はありませんか。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

令和5年度の決算書を見たときに、監査委員の峰村さんも御指摘をされておりますが、私もその前に気づいていた点があります。

それは不用額の件です。それがやはり多い箇所も見受けられました。これは予算編成のときに、それぞれ近いような予算額を組めないのか。3月の補正予算等で調整もできると思います。予算を組む段階でも調整ができないのか疑問を持ったところでございます。そのことについて、お尋ねをしたいと思います

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように、議会定例会は年4回あります。その中で補正等上げさせていただき、議会の皆さんの御理解により通っております。

不用額が多いのは、議員おっしゃるように執行率による不用額であります。最初の当初予算ではっきりしたことは分かりませんが、事業が終わった時点である程度の金額をつかんでいれば、これだけ余った部分、足りない部分は補正をします。余った部分の減額補正をしっかりとやっていく必要があると思います。そんなに少ない金額であれば気にしませんが、それが大きな金額になると、皆さんや町民から見れば、どういうことかという話になります。今後はしっかりしていきたいと思います。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

ありがとうございます。民間の会計で使わなかった場合、繰越金等が多くなります。これは繰越金が多いのではないかと指摘もされております。

これはもう小さいことにはなりますが、例えば、社会福祉関係の不用額が結構多いです。町民の福祉に関するための予算を組んで、それを使用できなかったのではないかと思います。福祉の充実も図られなかったのかなという感じもします。

予算を組む際には、臨時的や突発的なことに対しての見込みも入れてあると思います。あまり誤差がないようにできるのではないかなとは思っております。

以上で、よろしくお願いしまして私の質問を終わります。

【議長 那須 富重】

言いそびれましたけれども、今回は総括質疑の通告はありませんでした。
他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号の8件について、議長を除く9名の委員をもって構成する令和5年度決算等審査特別委員会を設置し、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議したいと思います。

これに異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、認定第1号から認定第8号の8件については、議長を除く9名の委員をもって構成する令和5年度決算等審査特別委員会を設置し、お手元に配付しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議することに決定しました
引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました

ここで、委員長及び副委員長の報告を行います。

令和5年度決算等審査特別委員会の正・副委員長については、申合せ事項及び議会運営員会決定事項のとおり、委員長に副議長の川村 義幸議員、副委員長に総務厚生常任委員会委員長 山本 文男議員、以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

なお、特別委員長及び副委員長の任期は、今定例会の会期中とします

付託した8件につきましては、令和5年度決算等審査特別委員長はよろしくお願いいたします。

9月17日までは、委員会審査となります。明日9月10日は、9時からの開議

となりますので、時間を間違えないように、お願いいたします
以上で、本日の日程は全部、終了しました。
本日はこれで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・・お疲れさまでした・・・・。

（散会 午前 11 時 16 分）